附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十九条及び第三十条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（研究所に係る国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

2　国立研究開発法人海上技術安全研究所の理事長は、この政令の施行の日前においても、第三十一条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、この政令の施行の日において、研究所の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなす。

（機構に係る国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

3　機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、第三十二条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令

内閣は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十四条第一項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（技術的読替え）

第一条　独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定により独立行政法人海技教育機構について医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定を適用する場合においては、同条の表の下欄中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人海技教育機構」とする。

（医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例）

第二条　医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人海技教育機構は、国とみなす。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号及び第三号、附則第六条第一項、第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）第十五条の規定に基づき、平成二十七年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三